

を縦覧に供する。

平成15年11月7日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ファッションモール八代
熊本県八代市横手町字操ノ内 1501-1
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名
又は名称及び住所並びに代表者の氏名
 - (1) 設置する者
株式会社しまむら
埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目 19 番 4 号 代表取締役 藤原秀次郎
 - (2) 小売業を行う者
株式会社しまむら
埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目 19 番 4 号 代表取締役 藤原秀次郎
- 3 大規模小売店舗を新設する日
平成16年6月11日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,980.88 平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数
84 台
 - (2) 駐輪場の収容台数
56 台
 - (3) 荷さばき施設の面積
133.77 平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の容量
74.9 立法メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後8時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前9時30分から午後8時15分まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数
2か所
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
24時間
- 7 届出年月日
平成15年10月10日
- 6 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課及び八代地域振興局振興調整室
平成15年11月7日から平成16年3月6日まで

熊本県公告第759号

熊本県改良普及員資格試験条例（昭和28年熊本県条例第25号）に基づく平成15年度熊本県改良普及員資格試験の合格者は、次のとおりである。

平成15年11月7日

熊本県知事 潮 谷 義 子

改良普及員資格試験合格者（43名）

受験番号

- 1、2、5、6、7、8、9、10、11、13、14、18、20、21、22、23、24、26、27、28、30、31、36、37、38、39、42、44、45、46、47、50、52、55、56、57、67、68、70、71、73、75、76

熊本県告示第760号

松島町長松尾万二郎から土地改良事業施行の協議があったので審査し、平成15年10月31日付けで施行を適当と決定したから、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間終了後15日以内に申し出られたい。

平成15年11月7日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧期間
平成15年11月10日から平成15年12月8日まで
- 2 縦覧場所
松島町役場
- 3 縦覧に供する書類の名称
松島地区（米の山工区）土地改良事業（区画整理、農業用排水施設）計画書